

立木販売と 立木のシステム販売に ついて

Ver. 0224

立木のシステム販売のイメージ

国有林

- ・ 3ヶ年分の立木販売箇所及び1年目の物件の詳細を示し、購入希望者を募ります。



立木

素材生産業者



素材

製材工場、合板工場、
輸出事業者等（需要者）



協定締結
又は
共同提案

製品

協定

- ・ 素材生産業者から需要者までの木材の流れとそれによる木材の流通や加工システムの改善等の取り組みについて企画提案します。
- ・ 対象木は、採用された企画提案の内容に沿って使用します。

製品の供給先となる木質バイオマス発電所、住宅メーカー等も、製材工場等と連携してシステム販売に参画できます。

立木のシステム販売

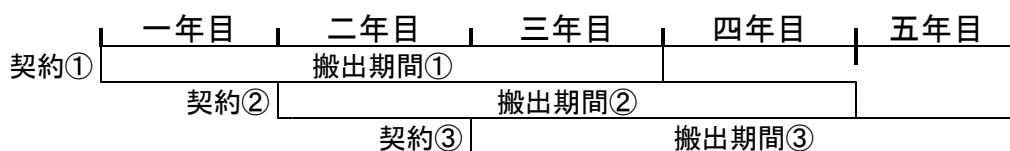
<目的>

- 地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の改善等に資するため、一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を行うものです。

<概要>

- 企画競争（目的に資する取組等の提案^{*1}について審査）により、購入者（単独又は共同で素材生産と素材の加工を行うことができる者が対象です。^{*2}）を決定します。
- 3カ年分の立木販売物件について、まとめて協定を結び、木材を安定供給します。
- 売買契約は単年度ごとに行い、搬出期間は各契約後3年以内となります（下図）。
- 一般材（B、C材）や低質材が生産される比率が高い立木が主体の林分が対象となります。一物件3,000m³（3カ年分、立木材積）程度となります。

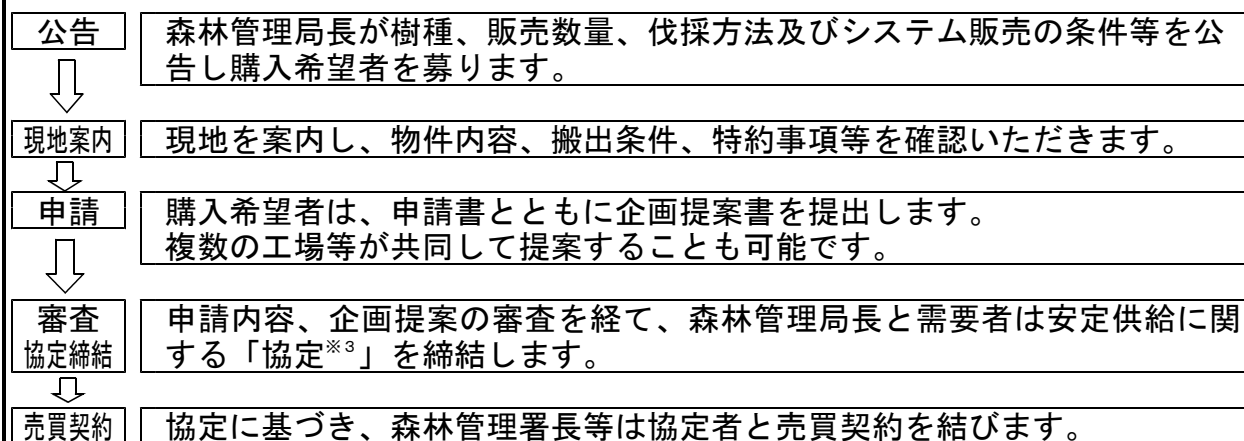
（契約と搬出期間のイメージ）



<メリット>

- ・上図のとおり、搬出期間は最大で5年間となります。期間内に自由に搬出できます。
- ・2年目以降の物件について価格等が折り合わない場合には、協定を解除し売買契約を締結しないこともできます。
（素材生産業者）
- ・3カ年分の物件は極力近接した箇所に設定します。
- ・長期間（3カ年分）の協定により安定的な事業量の確保ができるので、会社経営（資本投資の見込みが立てられる）及び雇用の安定化に繋がります。
（木材需要者）
- ・一般競争入札による立木販売物件よりも大きいロット（立木材積）が確保できます。
- ・物件は、主に皆伐箇所となります。購入して頂いた立木は全て搬出でき、木質バイオマス用の資材も確保できます。

<手続きの流れ>



※2年目以降は、物件内容等の詳細のお知らせと現地案内の後、当該物件について林産物の価格検討表を提出いただき、局で審査の上、署等において売買契約を締結します。

※1 企画提案いただく内容

次の①～③について提案いただきます。

- ①次の項目に関する（システム販売の目的に資することについて）具体的な取組内容（項目ごとに審査、評価を行います。各項目について可能な限り定量的な数値指標を用いつつ記載して下さい。）
 - ・広域の原木集荷や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図る取組。
 - ・原木や製品の付加価値の向上を図る取組。
 - ・森林資源の有効利用を図る取組。
 - ・国産材の新規需要開拓を図る取組。（利用の低位な樹材種等の輸出を含みます。）
 - ・地域の林業・木材産業への貢献を図る取組。
 - ・製材工場等と製材品需要者、または素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品または原木の効率的な生産や流通を図る取組。
 - ・その他の取組。（上記以外の新たな取組やCSR活動等、PRできる取組）
- ②取扱量及び販路等の内訳（原木市場等での競り売りは、提案できません。）
- ③買受を希望する林産物の価格検討表
（最初の1年分の購入希望価格の総額を記入します。）

※2 立木のシステム販売の参加資格

- ・次の①～③のいずれかを満たすこととします。
- ①近中局管内の素材生産業者（以下、素材生産業者という。）で、製材工場等、木材輸出業者等（以下、需要者という。）と原木の買い受けに関する協定を締結する者又は共同申し込みを行う者
 - ②需要者が申請する場合は、素材生産業者と生産委託に関する協定を締結していること（近中局管内の需要者が自ら素材生産を行う場合もここに含みます。）
 - ③原木市場等、住宅メーカー、木質バイオマス発電所等が申請する場合は、素材生産業者及び需要者と生産委託及び原木の買い受けに関する協定を締結していること。
- ・また、次に掲げる①～⑥の要件をすべて満たす必要があります。
- ①林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。（次ページの立木販売の資格と同じです。）
 - ②協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
 - ③社会保険等に加入していること。
 - ④買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。）
 - ⑤森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑥製材工場等については、出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合は、JAS認定工場であること。

※3 国有林と締結する協定の留意事項

- ①企画提案書に記載した取組を実施するとともに、実施状況について報告を行う。
- ②購入した林産物については、売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。
- ③協定を解除した場合、協定者（申請者）は、その解除によって生じる損害の補償請求を行わない。
（協定者の都合で協定を解除した場合、次回の公募物件に申請された際に、審査の段階で評価点から10点を除します。）

立木販売(一般競争入札)

<目的>

○一般競争入札により伐採計画箇所(皆伐・間伐)の立木を販売します。

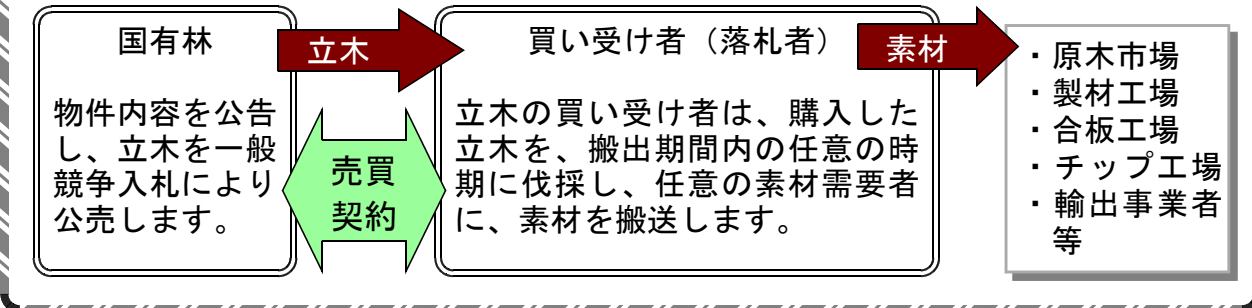
<メリット>

- 購入した立木の販売先は、購入者が自由に選ぶことができます。
- 搬出期間が3年間ありますので、市況動向等を見ながら購入者の都合により伐採・搬出することができます。

<手続きの流れ>

公告	物件内容及び特約事項等を局HPに掲載します。(国有林野産物公売公告)
↓	
現地案内	現地を案内し、物件内容、搬出条件、特約事項等を確認します。
↓	
入札	各署等において執行します。なお、郵便入札を希望される場合は、書留により期日までに必着するよう投函して下さい。
↓	
売買契約	落札者は、契約締結期限までに森林管理署長等と売買契約を結びます。

立木販売のイメージ



<入札参加資格>

- 林産物売払いの一般競争参加資格の有資格者であることが必要です。
※2年以上の木材の生産・加工等の営業実績と直近2年間の木材購入量が素材換算で30m³以上の実績が必要です。
- 物件内容によっては、間伐技術者認定が必要な場合もあります。
※低位な林分の間伐で、間伐木の選木を標準地のみしか実施していない物件は、標準地以外では買受者が自ら選木する必要があるため、間伐技術者認定が必要となります。
間伐技術者認定は署長等が認定します。

この資格は、立木のシステム販売の申請時にも必要です。

お問い合わせ先:近畿中国森林管理局資源活用課 TEL:06-6881-3502